

令和6年10月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

- ア 久喜市議会令和6年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- イ 久喜市議会令和6年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ウ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・ 19

ア 久喜市議会令和6年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）  
について

発言番号 1-3	通告第 6 号	榎本 英明 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 学校とICTについて

《質問の要旨》

GIGAスクール構想が前倒しとなり、久喜市の小中学校に1人1台端末と高速ネットワークが整備され、数年が経過した。そこでGIGAスクール構想第2期に向けた学校現場でのICT活用について以下伺う。

- (1) 授業以外の校務等のICT活用例を伺う。
- (2) 現状でICT活用が難しい先生がいると聞くが、どのような環境で学校全体が推進していくことができると考えるか。
- (3) 久喜市のGIGAスクール構想第2期に向けての理想のICT活用はどのように考えているか伺う。
- (4) 近年、注目を集めている生成AI活用に関しては、見過ごすことはできないと思うが、久喜市ではどのように考えているか伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

授業以外の教職員の校務におけるICT活用については、Google Workspace for Educationを活用し、教育委員会と学校が連携して取り組んでいます。

その一例として、会議や研修等のオンライン型やオンデマンド型での実施、会議資料等のデジタル化、クラウドツールを活用した教職員間の迅速な情報共有がございました。

また、児童生徒や保護者へ配布する文書の電子化、児童生徒の欠席連絡のデジタル化は、教職員の業務が軽減されただけでなく、保護者も効率的に連絡ができるようになっていきます。

このような本市の取り組みは、文部科学省が実施した「GIGAスクール構想下での校務DX化」の調査で、全国最上位にランクされ、令和6年1月、「教育DX推進自治体」として表彰されています。

次に、(2)でございます。

学校全体でICTを推進するためには、各学校の情報教育主任やICT活用推進教師など、ICTを積極的に活用している教職員が中心となって日々の実

践を積み重ねるとともに、苦手とする教職員や他市町村から異動してきた教職員などに対し、安心できるサポート体制を整えることが重要であると考えております。

そこで、教育委員会では、指導主事が定期的に学校を訪問し、学校のICT活用の現状を把握し直接指導するとともに、日々進化するICT環境に対応することができるよう研修会を実施し、教職員の技能向上につなげております。また、各校にICT支援員を配置し、必要な支援ができるようにしております。さらに、教職員自身のスキルに応じて選択できる研修会を開催し、教職員が学びたいときに学ぶことができる環境を用意しております。

次に、(3)でございます。

VUCAといわれる予測困難な時代において、子どもたちには世界中の多様な人々と協働して、新しい価値を創造する力を育むことが肝要です。

GIGA第2期においては、すでにICTを含めたテクノロジーは社会のインフラであることを踏まえ、一人一台端末とクラウド環境に加え、AIやロボティクス、IoT等の先端技術を扱う環境を作り、社会とつながる問題解決的な学びを中核とするSTEAM教育を一層推進し、久喜の子どもたちがグローバル社会で活躍する未来を創造してまいります。

次に、(4)でございます。

児童生徒と教職員が、生成AIの利便性やリスクと留意点を正しく理解した上で適切に活用していくことは、必須であると考えております。

教育委員会といたしましては、国のガイドラインも踏まえ、教職員を対象とした定期的な研修会の実施や、菖蒲中学校などの文部科学省リーディングDXスクール生成AIパイロット校の実践を、全校で継続的に共有することで、生成AIの正しい理解と学校における活用が進んでいくように努めてまいります。

発言番号	1-4	通告第	8号	大橋	きよみ	議員
------	-----	-----	----	----	-----	----

#### 《質問事項》

##### 1 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正について

#### 《質問の要旨》

##### (1) ヤングケアラーの把握の調査について

ア 学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効であるとしている。アンケートの実施について伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(1)アのご質問に対してご答弁申し上げます。

教育委員会では、学校教育の一環として、小学校第4学年から中学校第3学年の児童生徒を対象に、毎年ヤングケアラーの実態把握のためのアンケート調査を実施しております。

児童生徒は、ヤングケアラーについての理解不足から、自身がケアをしているという認識がなかったり、ケアで生じる負担感や生活上の支障を感じにくかったりする場合もございます。そのため、アンケートの際には、ヤングケアラーの例をイラストで示しながら、ヤングケアラーについての説明を行うことで、児童生徒の認識を深めております。「自分もヤングケアラーかもしれない。」という視点を子どもにもたせながら、アンケートを実施しております。また、アンケート調査や担任等の観察、相談から得た情報は、学校だけでなく、スクールソーシャルワーカーや関係機関と情報を共有し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援につなげてまいります。

発言番号 1-5	通告第 10号	斉藤 広子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 学校給食の向上について

《質問の要旨》

- (1) 食材の物価高騰が続いているが、久喜市の学校給食摂取基準は何パーセントになっているのか伺う。
- (2) 給食センターを保護者や市民に理解いただく取り組みとして、「給食センター祭り」を開催していくべきだが如何か。
- (3) 児童・生徒の見学会を進めることは、給食に携わる人たちへの感謝の思いを養う機会になると思うが如何か。
- (4) 文部科学省の実態調査を受け、給食費無償化に向けた新たな施策や支援策について検討を行ったのか伺う。
- (5) 国や県の動向も踏まえ具体的に計画的に財源確保に取り組むべきと思うが如何か。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

文部科学省が定める学校給食摂取基準に対する本市の状況につきまして、令和5年度のエネルギーの実績で申し上げますと、小学校の基準値650キロカ

ロリーに対し620キロカロリー、充足率95.4パーセント、中学校の基準値830キロカロリーに対し796キロカロリー、充足率95.9パーセントでございます。

次に、(2)でございます。

学校給食センターでは、夏季休業期間中の令和6年7月30日に、市内小・中学校に通う児童生徒とその保護者を対象に、普段入ることができない調理エリアの見学や回転釜の攪拌(かくはん)体験などができるイベントを試験的に開催したところでございます。

今回のイベントにおいて、参加者の皆様からいただいたご意見を参考に、今後さらに充実したイベントを企画してまいりたいと考えております。

次に、(3)でございます。

児童生徒の施設見学につきましては、小学校の社会科見学や中学生の社会体験チャレンジを受け入れているほか、栄養士が各小学校で行う食育授業において、学校給食センターの調理風景をスライドで紹介する取り組みも実施しているところでございます。

今後も、このような取り組みを引き続き実施し、食への関心を高めるとともに、学校給食に対する理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、(4)でございます。

文部科学省では、学校給食に関する実態調査の結果を踏まえ、学校給食費の無償化に関する課題の整理を行い、具体的方策を検討する予定でございます。

このようなことから、新たな施策や支援策の検討は行っておりませんが、今後も第3子以降の学校給食費の全額補助や食材価格高騰分の公費負担を継続してまいりたいと考えております。

次に、(5)でございます。

学校給食費の無償化につきましては、自治体間で保護者負担の格差が生じることがないように、国の責任と財源において実施すべきものと考えておりますことから、全国市長会や全国都市教育長協議会を通じ、国に対して無償化を実現するよう要望を行ったところでございます。

発言番号	1-6	通告第	18号	樋口 智洋 議員
------	-----	-----	-----	----------

#### 《質問事項》

#### 4 通学路の安全対策について

#### 《質問の要旨》

- (1) 通学路確認結果表の危険個所は毎年同じ場所なのか。また、新規の場所に対応できているのか伺う。

(2) 危険個所に対して各担当者と連携して対応しているのか伺う。

**【答弁原稿】**

大項目4の教育委員会所管部分のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

各小中学校から報告のある通学路の危険個所につきましては、「交通量が多い」、「道路が狭い」など、対応に期間を要するものが多いことから、継続の報告箇所が多くなっております。

また、新たに報告のあった危険個所につきましても、早期に対応が可能なもの、期間を要するものがございますが、順次対応をしているところでございます。

次に、(2)でございます。

各学校から報告のあった通学路の危険個所については、関係各課に情報共有をするとともに、安全対策の実施について依頼をしているところでございます。

発言番号 2-1	通告第 4 号	田村 栄子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 学習端末の情報管理は

《質問の要旨》

個人情報を取っているという意識が薄いこともあるという指摘もあるが、児童生徒の個人情報の管理は適正に行われているか。

- (1) 市は児童生徒の個人情報の収集と管理を外部に委託せず、市内部で行っているか。
- (2) 市の教員たちは、児童生徒の個人情報をどのように管理しているか。
- (3) 児童生徒の個人情報の項目はどのようなものがあると認識しているか。
- (4) 端末で収集した感情に関する情報や、脈拍や瞳孔の動きといった生体情報の管理はどのように扱うか。対象となった子どもの個人情報は廃棄処分にするか。
- (5) 収集した情報は児童生徒が卒業後の扱い方を伺う。
- (6) 収集した情報の廃棄処分方法を伺う。また、完全に廃棄したかの確認方法も伺う。

**【答弁原稿】**

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

児童生徒の個人情報について、外部に提供しているものはございません。

今後、必要がある場合については、提供する業者と秘密保持契約を締結し、適正に情報管理を行ってまいります。

次に、(2)でございます。

市内の教職員は、「久喜市教育情報セキュリティポリシー」及び、令和6年6月にいち早く独自に制定した「久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドライン」に基づいて、児童生徒の教育データを管理しています。ここでは、「データガバナンス体制の確立」「安全管理措置の実施」「関係者に対する丁寧な説明等」「データベースの構築・運用の在り方」等を規定しています。

また、本ガイドラインを周知するため、市内教職員全員が、個人情報に関する安全管理措置等の研修を受講しております。

今後も、システム環境に合わせたセキュリティソフトを導入するなど、適正な方法で、情報の保護を徹底してまいります。

次に、(3)でございます。

学校が保管する児童生徒の個人情報としては、氏名や生年月日などの基本的な情報をはじめ、学籍、成績、指導、健康に関する情報や写真などがございます。

個人情報に該当するかどうかは、その情報が単独、または他の情報と組み合わせることで、特定の個人を識別できるかどうかで判断されるものと認識しております。

次に、(4)でございます。

児童生徒の感情や生体情報など、本人が外部に表出することを望まない内面に関わるデータについては、児童生徒本人や保護者の承諾無しに、可視化されることがあってはならないものと認識しております。

また、本市では、児童生徒本人及び保護者の承諾を得て収集したデータについても、個人が特定されない状態で保管し、データ収集の目的上必要でなくなった段階で、削除・廃棄することとしております。

次に、(5)でございます。

児童生徒が、本市の中学校を卒業した場合や、他自治体が所管する学校に転校した場合など、本市の所管する小・中学校に在籍しなくなった場合には、教育委員会指導課及び各小・中学校の保有・管理主体において、法令等に別段の定めがある場合を除き、当該児童生徒に係る個人情報の保存期間が経過し、政策目的上必要でなくなった段階で削除・廃棄しております。

なお、このことについても、「久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドライン」に明記し、周知しています。

次に、(6)でございます。

データベースに搭載されたデータについては、データの取り扱いについて責任を有する保有・管理主体において、データベース上で削除・廃棄をしております。また、学習者用端末に残っているデータについては、令和7年度末の更改時

期に、その廃棄方法について、専門業者にデータ削除を依頼し、完全にデータを消去した旨の証明書の提出を求めるなど、完全な廃棄を実施してまいります。

発言番号 3-1	通告第 2 号	大谷 和子 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 先生方の働き方について

《質問の要旨》

- (1) 公立学校教職員の人事行政状況調査によると、療養者数は急増しているが久喜市の現状を伺う。
- (2) 病休や産休の代替が見つからないケースはあるか。
- (3) 久喜市の働き方改革にどのように取り組んできたか。
- (4) 働き方改革に対する、保護者・地域の理解についての所見を伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

教職員が心身ともに健康で、専門性を発揮することが、質の高い授業や教育活動を担っていくことにつながると考えます。

教育委員会では、「久喜市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づき働き方改革を進めてまいりましたことなどから、病気休職を取得した教職員については、令和2年度7名、令和3年度12名、令和4年度9名、令和5年度4名と大きくは増加しておりません。

次に、(2)でございます。

病休や産休・育休取得教職員への代員については、年度途中の配置となることも多く、全国的に教職員不足が問題となっている状況下において、本市でも8月末現在、小学校で2名、代員が配置できていない状況でございます。

早期の配置に努めてまいりますとともに、教員のなり手不足と働き方改革は表裏一体と考えておりますので、今後も教員が健康を損なうことのないよう働き方改革を推進してまいります。

次に、(3)でございます。

教員の働き方改革は、教員の健康を維持し、授業や学校教育の質の低下を防止するためにも重要であります。

教育委員会では、教員の多忙化解消・負担軽減を進めるために策定した「久喜市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づき様々な取り組みを行っています。一例をあげますと、校務のデジタル化による業務効率化や情報共有の円

滑化、会議や研修のオンライン化、始業前の活動や標準授業時数を超える余剰授業時間の見直し、理科支援員やスクールサポートスタッフなど専門スタッフの配置、留守番電話の導入、そして中学校部活動の地域クラブ活動への移行、さらに、教職員個々の勤務時間を把握するための出退勤システムの導入などがございます。

これらの取り組みにより、教員の「勤務時間外在校等時間」は年々減少している状況でございます。

次に、(4)でございます。

知徳体すべてにわたる我が国の学校教育は世界からも高い評価を得ていますが、そこには教員の献身的な働き方がありました。しかし社会の変化、価値観の多様化に加え学校が抱える業務が肥大化したことにより、従来の働き方では限界があるのが現状です。

教員が使命感をもって持続的に子どもたちの教育に当たるために、「働き方改革」は避けては通れない現実があることを保護者・地域の皆様にご理解いただくことは何より重要であります。

各学校でも、ホームページや学校だより等で情報発信をしたり、学校運営協議会でも取り上げ理解を図ったりしており、「留守番電話の設置」や「登下校の見守り」「学習支援」等については協力していただいております。

しかしながら、「中学校部活動の地域クラブ活動への移行」などは、これまでの長い経緯等がございますので、地域の理解と協力いただくためには、社会全体での理解、国や県をあげての取り組みが必要であると考えております。

発言番号 3-1	通告第 2 号	大谷 和子 議員
----------	---------	----------

#### 《質問事項》

### 3 久喜市の教育をもっとPRできないか

#### 《質問の要旨》

久喜市で取り組んでいる、オンライン教育、個別最適な学びやSTEAM化された学びなど、もっとPRすべき。また、取り組みや、私たちが受けてきた授業との違いを保護者はもちろん地域、市内外の多くの人に知ってもらうため、どんな試みが考えられるか。

#### 【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

本市の学校は、コロナ禍においても、「子どもたちの学びを止めるな」を合言葉に、全国でもいち早くオンライン授業に取り組みました。国によるGIGAスク

ール構想にも前向きに取り組み、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実にも全力で取り組んでいます。

従来の「一律・一斉・一方向」型の授業から、一人ひとりの子どもの認知特性や理解度、興味関心等に対応した学びへの転換の必要性は以前から言われてきましたが、実現することは容易ではありませんでした。それを手助けしたのが一人一台端末と、先行き不透明な時代を生きることになる子どもたちに必要な力を身につけさせたいという本市の教職員の思い、そして子どもたちの熱心な学びの姿でありました。

このことが、今年1月の「日本 ICT 教育アワード」における経済産業大臣表彰などの評価につながり、全国から注目され、多くの自治体から視察に来ていただくことになりました。

これらの取り組みについては、各学校のホームページや広報「くき」、児童生徒・保護者向けサイト等でもお知らせしていますが、十分なPRになっていないと認識しています。

今後は、これら既存の媒体での発信をさらに充実させるとともに、コロナ禍で控えていました、地域の方々に揃って参加していただけるような「学校公開日」等を設定したり、テレビや新聞等の報道機関にも積極的に情報提供したりと、多様な発信方法について学校と共に検討し、久喜の子どもたちの学びの姿や活躍を多くの皆様にPRできるよう努めてまいります。

発言番号 3-1	通告第 2 号	大谷 和子 議員
----------	---------	----------

#### 《質問事項》

4 久喜市版未来の教室のその先に目指すものは

#### 《質問の要旨》

今の取り組みに満足することなく、多様なあり方を尊重し「その人なりの学びや学び方」で一人ひとりに寄り添った教育の実現に向けて、どんどん歩みを進めていただきたい。久喜市版未来の教室のその先に目指しているものはなにか。

#### 【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

150年の歴史を有する日本の学校教育は、戦後も教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られ、飛躍的な経済成長を生み出す基盤をつくり、世界からも高い評価を得てきました。しかし、近年、世界で急速に進むデジタル技術革新を核とした産業構造の変化など、大きな社会変化に直面し、教育には、変化に対応できる人材の育成が急務となりました。

そこで、教育委員会では、未来を見通しにくい時代に生きる子どもたちに求められる力は「創造的な課題発見・解決力」、つまり取り組むべき課題を自ら設定し、未来を見据えた有効な解決策を創り出す力であるとの考えから、経済産業省「未来の教室」を参考に「久喜市版未来の教室4+1（フォープラスワン）のコンセプト」を令和2年に策定しました。

軌を一にして、国はGIGAスクール構想を前倒しで実施、それにより整備された1人1台端末を最大限活用した「オンライン教育」「個別最適な学び」「STEAM化された学び」「校務の効率化」の実現、そしてICT活用は目的ではなく、あくまで教具であることから、人間教師の良さを生かした「学びのコーディネーターたる教師の育成」の実現に、この4年間取り組んでまいりました。

各学校の先生方の理解と協力によりICTを活用した授業改善は進み、県内外から多くの視察者を迎え、国や県からも高い評価をいただくまでになりました。

今後は、久喜市版未来の教室を進化させ、「次代の世界で活躍する『未来を拓く力』」、どんな課題に直面しても「未来を見据えて有効な解決策を創り出す力」を、どの子どもたちも身に付けられるような学びを強化したいと考えます。具体的には、今、各学校で取り組んでいる子どもたちが自身のペースで学びを進める「自由進度学習」等の「複線型の授業」や、汎用的な能力を養う「STEAM教育」等の教科横断的な学びをさらに進めるとともに、文部科学省に「教育課程特例校」を申請し、学習指導要領にはない「新教科」を各学校の特色に合わせて新設し、探究学習に特化した授業を推進したいと考えます。

今後も、学校と教育委員会が一体となって、久喜市の子どもたちが次代の世界で活躍できるよう取り組んでまいります。

発言番号	3-4	通告第	15号	春山 千明 議員
------	-----	-----	-----	----------

#### 《質問事項》

1 久喜市の義務教育学校の教育方針と今後の小中学校の在り方を伺う

#### 《質問の要旨》

- (1) 久喜市が誇る「先進的な教育」の取り組みの一つに加わる義務教育学校は、その仕組みを存分に活かし特色ある学校になると期待するがいかか。
- (2) しっかりとした特徴あるカリキュラムの準備や、その内容について、小中一貫校との違いや他自治体との違いなどを含めて伺う。
- (3) 「久喜市版未来の教室」実現を目指す中、義務教育学校はその中において更にハイスペックな存在となるのか伺う。

- (4) 義務教育学校での様々な新しい形の教育課程を進める中で、教員の負担は増えると考えられるのか伺う。
- (5) 小・中学校の適正規模・適正配置の考え方について伺う。
- (6) 地域と共に存在する「地域の学校」として機能することについて伺う。

**【答弁原稿】**

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。

義務教育学校の設立に関しましては、9年間を見通した特色ある学校づくりと子どもたちのよりよい教育環境を目指し、令和5年9月25日に「義務教育学校設立に係る新校基本計画」を策定しております。

新校の教育理念である「郷土である鷺宮を愛し 志を高くもち 自他を尊重する心を大切にしながら 新しい価値観を創造できる児童生徒」の育成に向け、「将来 世界で活躍し 日本を支え ふるさと久喜市を愛する人財を育む鷺宮西小中学校」を新校のキャッチフレーズとし、「鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会」委員の皆様による協議・検討を踏まえ、子どもたちにとって特色あるより良い教育環境を備えた新校の設立に向け、準備を進めているところでございます。

次に、(2)でございます。

義務教育学校設立に係るカリキュラムにつきましては、現在義務教育学校設立準備委員会や鷺宮小学校、鷺宮西中学校教職員の協議を通し、準備を進めているところでございます。

現在検討しておりますのは、「文部科学省に教育課程特例校制度を申請し『(仮称)グローバル探究科』の学びを通した、実社会における課題を解決する汎用的な能力の育成」「小中一貫校とは異なり、9年間の教育課程を区切り、1年生から4年生の4年間の『基礎・基本期』、5年生から7年生の3年間の『習熟・接続期』、8年生から9年生の2年間の『充実・発展期』とする9年間を見通した教育課程の編成」「地域や企業等との一層の連携を通したプログラミング教育やSTEAM教育及びキャリア教育の充実」「外国語教育の充実」「第5学年から教科担任制を採用できる教科を増やし、学習の相互乗り入れを行うことで、中学校教員の専門的な指導を小学校音楽や図画工作、保健体育などから行っていくこと」「児童生徒の9年間の異学年交流」「家庭地域の協力による、ふるさとの伝統文化に関する学習」などを、主な視点として準備を進めているところでございます。

次に、(3)でございます。

本市では、GIGAスクール環境を通し実現したい教育の姿を「久喜市版未来の教室」4+1(フォープラスワン)のコンセプトとして、市内全校で取り組み

を推進しております。

義務教育学校においては、9年間を見通した「(仮称) グローバル探究科」を核とする教科横断的なカリキュラムを生かした教育活動が展開できるよう、従来の学校図書館機能も生かしつつ、読書、学習、情報活用の中核となる学びの空間を「ラーニング・コモンズ」として設置する予定です。

「ラーニング・コモンズ」には、3Dプリンターや高性能PC等を配備した「STEAMラボ (スチームラボ)」を併設するなど、先端技術を扱う特色ある教育環境を整備することで、AI時代を生きる子どもたちが社会とつながる問題解決的な学びを中核とするSTEAM教育を推進します。

このような教育活動を通し、久喜の子どもたちが未来を切り拓くための汎用的な能力や、創造性などの資質・能力を育てまいります。

次に、(4) でございます。

義務教育学校設立に際し、県教育委員会から「学校統合支援」加配教員が配置される予定です。

義務教育学校における9年間を見通した教育課程編成と、小・中学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、鷲宮小学校・鷲宮西中学校教職員合同で、授業観の変革に向けた取り組みを共に進めているところでございます。また、この取り組みを通して、小・中学校教職員同士の人間関係を築いていくことで、教職員の負担感軽減にも配慮できるよう、新校設立に向けた円滑なスタートが切れるよう進めております。

新校設立後も、令和の時代の先進的な教育を推進できるよう、県に対して加配を要望するなど、教職員の負担が増えることのないよう努めてまいります。

次に、(5) でございます。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えております。

教育委員会では、この考え方に基づき、統合等の検討に取り組んでおります。

次に、(6) でございます。

久喜市の学校は、地域に支えられ、地域と共にある学校でありたいと考えておりまして、この度の義務教育学校につきましても同様に、皆様に愛される学び舎にしてまいりたいと考えております。

発言番号	4-1	通告第	9	号	貴志	信智	議員
------	-----	-----	---	---	----	----	----

《質問事項》

3 学校や公園に多数存在する高木を適正に管理するべき

《質問の要旨》

- (1) 学校樹木の定期点検と、状況に応じた伐採、剪定を進めるべきである。市の見解を伺う。
- (2) 市内小中学校の敷地からせり出している樹木を散見する。教育委員会はこのような事例に対して、どのように対応しているか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

学校敷地内の樹木につきましては、学校による日常点検を実施しており、必要に応じて学校施設課職員や造園業者による確認を行い、その結果を踏まえ、剪定等の対応をしているところでございます。

現在、定期点検は実施しておりませんが、樹木の適正な管理のため、安全点検のあり方について検討してまいります。

次に、(2)でございます。

樹木の繁茂を把握した際には、学校施設課で現地を確認のうえ、樹木の剪定又は伐採の業務委託を実施しているところでございます。

また、緊急性が高く、専門業者の手配が間に合わない場合は、手の届く範囲で学校施設課職員が剪定作業を実施しております。

発言番号 4-2	通告第 16 号	成田 ルミ子 議員
----------	----------	-----------

《質問事項》

2 小中学校における今後の水泳授業について

《質問の要旨》

- (1) 久喜南中でおこなわれている水泳授業の外部委託の実績は。
- (2) 昨今の酷暑の為、プールの利用を制限する具体的な気温基準で、プールの利用ができなかったことはあるか、またそうした場合、授業の代替はどのようにしているか。
- (3) 令和9年に完成する久喜市の温水プールを学校の授業場所として使用し、授業を外部委託する方針であるか。
- (4) 温水プールを授業で活用するため、担当の資源循環推進課と調整した実績はあるか。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

久喜南中学校では、令和4年度、令和5年度に水泳学習を市内のスイミングスクールに委託し、全校生徒が4回ずつ、1回60～70分間の学習を実施いたしました。移動手段については学校から施設までバスで安全に生徒を移動していただいております。

施設の管理、水質管理、気温・水温の安定した管理等、快適な環境で学習が実施され、生徒は、インストラクターによる専門的な指導を受けることができ、95%の生徒が泳力の伸びを実感できたように技能向上に大きな成果が見られました。生徒のアンケートへの回答からは「インストラクターさんが優しく教えてくれて、泳げなかったクロールが泳げるようになりました。来年もぜひやりたいです。」というように、効果を実感している意見が多く寄せられました。

次に、(2) でございます。

市内小中学校の水泳学習実施にあたって、各校気温23度から25度以下は中止という基準に加え、暑さ指数(WBGT)31を超えた場合にも国や県の通知に基づき中止としています。実施期間中に酷暑の為に中止となった場合の水泳学習につきましては、実施期間内で日程調整を行っておりますので、当初の計画に基づいた回数を実施しております。

次に、(3) でございます。

子どもたちの水泳学習の充実に加え、令和6年7月文部科学省が発出した「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」を踏まえ、令和9年度に完成予定である久喜市の余熱利用施設の温水プールを学校の水泳学習の場所として活用する方針でございます。そこで、子どもたちの移動時間や移動手段、活動内容やインストラクターの配置等、多くの課題について、資源循環推進課など関係課と検討してまいります。

次に、(4) でございます。

久喜市の余熱利用施設の温水プールの活用については、令和3年度より、現在の各学校のプール施設の状況や水泳授業の実態等について、資源循環推進課と協議し情報共有をしてまいりました。今後、久喜市の余熱利用施設の温水プールを使用する学校の特定を含め、様々な課題について協議を進めてまいります。

発言番号	4-4	通告第	21	号	新井 兼 議員
------	-----	-----	----	---	---------

#### 《質問事項》

- 1 文化財、公文書などの資料はデジタルアーカイブの利活用を推進すべき。

《質問の要旨》

- (1) 直近3年間の次の施設等の利用状況について問う。
  - ア 久喜市郷土資料館の入館者数
  - イ 久喜市デジタルアーカイブのアクセス数
- (2) 令和4年に博物館法が70年ぶりに改正され、新制度に変わり博物館の登録・指定を検討するメリットはあると考えているのか、教育委員会の考えを問う。
- (3) 令和3年3月に久喜市デジタルアーカイブが公開されてから、4つのコンテンツの掲載が行われている。もう一つの博物館・デジタルミュージアムとして、コンテンツの充実が必要と考えるが、教育委員会の見解を問う。
- (4) デジタルアーカイブの制作・実施ができ、運営も含めて責任をもって対処できる専門性人材として、デジタルアーキビストの育成が必要と考えるが、教育委員会の見解を問う。

【答弁原稿】

大項目3の(1)、(2)、(3)、(4)のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)のAでございます。

直近3年間の入館者数については、令和3年度、5,756人、令和4年度、8,038人、令和5年度、8,038人でございます。

次に、イでございます。アクセス数については、令和3年度、34,265件、令和4年度、67,758件、令和5年度、35,100件でございます。

次に、(2)でございます。

今回の博物館法改正により、これまで博物館登録ができなかった民間企業等により設置された施設であっても、要件を満たせば、博物館として登録することができるようになり、さらに、事業所税が非課税になるという税制上の優遇措置が設けられました。

こうしたことから、民間企業等が設置した登録博物館が、増えていくのではないかと期待されます。

次に、(3)でございます。

文化財などの資料をデジタル化して公開することは、博物館へ直接来館しなくても資料を閲覧できるなどの利点があります。

このようなことから、市の歴史や文化を広く外部に発信し、より身近に興味・関心を抱いていただけるように、コンテンツの充実の必要性について認識しているところでございます。

次に、(4)でございます。

今回改正された博物館法では、登録博物館の事業として資料のデジタルアーカイブ化が追加されました。あらゆる情報がインターネットを通してやり取りされている現状を考えると、博物館資料のデジタルアーカイブ化の推進についても必要性が高まっていくものと考えられます。

このようなことから、これらに対応できる人材の育成も必要となると認識しております。

発言番号 4-6	通告第 19 号	猪股 和雄 議員
----------	----------	----------

#### 《質問事項》

- 3 小中学校で「性別違和」を感じている児童生徒に対して、これまで制服の選択、プールでのラッシュガードの着用、だれでもトイレの設置などの配慮方針が明らかにされるなど、取り組みが進んできた。トランスジェンダーについての知識や理解も広がってきており、あくまでも当事者本人や保護者の理解、申し出によって、さらに対応を拡大する必要がある。

#### 《質問の要旨》

性別違和の訴えやトランスジェンダーと思われる（可能性のある）児童生徒について、配慮が必要であることを、学校現場で協議し、教師間および学校間で認識を共有していただきたいが、見解を問う。

- (1) 更衣室の配慮、教職員用のトイレの使用を認めるなどの配慮
- (2) 出席簿などでの「通称名」の使用、卒業証書に通称名を記載するなどの配慮
- (3) 身体検査や体育授業での男女分けの際の配慮、卒業式での男女別の整列の際の配慮、または「男女別」自体の見直し

#### 【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

更衣室やトイレは、性別を認識しやすい場所であり、配慮が必要であるとの考えから、トイレについては、学校の施設環境に応じて「みんなのトイレ」や「教職員トイレ」を使用できるように配慮しております。また、学校によっては性別にかかわらず使用できる「みんなの更衣室（仮称）」を設置するなどの配慮をしている学校もございます。学校施設等の制約もありますが、性別にかかわらず使用できる「みんなの更衣室（仮称）」の設置についての検討を各学校に依頼したいと考えております。

次に、(2)でございます。

出席簿や卒業証書の氏名欄に「通称名」を使用することは、本人および保護者の申し出があれば可能でございます。卒業証書については作成にあたり漢字等の確認をしておりますので、その際に本人および保護者等に「通称名」での記載が可能である旨をお知らせするよう各学校にお伝えします。

次に、(3)でございます。

体育の授業や卒業式での整列においては、例えば中学校の柔道の授業の際の「組手」などの場面、卒業式に三部合唱などを取り入れている学校などを除いて、男女を分けておりません。しかし、発育測定については男女で分けて実施している学校もありますので、今後は、様々な教育活動で男女を分けないことを原則に取り組むことについて、各学校で協議し、教職員がトランスジェンダーについての理解をさらに深められるよう、校長会等でお伝えします。

イ 久喜市議会令和6年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第15号	令和5年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	令和6年9月2日 令和6年10月2日	認定	—
議案 第24号	令和6年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について	令和6年9月2日 令和6年10月2日	可決	令和6年8月定例会 教育長報告ア
議案 第40号	器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて	令和6年9月17日 令和6年10月2日	可決	令和6年9月定例会 教育長報告ア

教育長報告ウ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき  
ましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

**1 学校業務員**